

○牧之原市制限付き一般競争入札実施要領

平成17年10月11日

告示第94号

改正 平成22年4月1日告示第25号

平成28年9月30日告示第154号

平成29年12月28日告示第178号

平成30年6月1日告示第91号

令和2年5月7日告示第118号

令和3年3月31日告示第63号

令和4年2月1日告示第8号

令和8年3月31日告示第109号

(目的)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事の質の確保を図り、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象建設工事」という。）は、設計金額が5千万円以上で制限付き一般競争入札に適した建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加者に必要な資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 牧之原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 対象建設工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 対象建設工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値が一定以上であること。
- (5) 対象建設工事と同種工事の施工実績があること。
- (6) 対象建設工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等の資格及び経験が適正であること。
- (7) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年牧之原市告示第89号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年管第324号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定後、入札参加の可否の審査を受け、契約履行能力を有すると認められた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定後、入札参加の可否の審査を受け、契約履行能力を有すると

認められた者を除く。)でないこと。

(11) 対象建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

(13) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

（入札参加資格等審査委員会）

第4条 次に掲げる事項は、牧之原市入札参加資格等審査委員会規程（平成17年牧之原市訓令第18号。）に規定する牧之原市入札参加資格等審査委員会が審査するものとする。

(1) 入札参加資格に関する事項

(2) 入札参加資格の有無

(3) その他必要と認める事項

（入札参加資格の設定）

第5条 対象建設工事を所管する課（以下「所管課」という。）の長は、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、審査委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、審査委員会の審査により、決定するものとする。

（入札の公告等）

第6条 制限付き一般競争入札に係る令第167条の6の規定による公告は、牧之原市の契約に関する規則（平成17年牧之原市規則第34号。以下「契約規則」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、別に定める入札執行公告例に準じて作成し、庁舎前掲示場において掲示及びホームページ等への掲載の方法により行うものとする。

2 所管課の長は、別に定める入札説明書例に準じて、対象建設工事の入札執行に関する詳細な事項の説明書（以下「入札説明書」という。）を作成し、入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に、配付するものとする。

（電子入札）

第6条の2 入札方式を、電子入札（入札執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）とした場合は、入札執行に係る手続は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）の機能に基づき行うものとする。

2 前項に規定する電子入札に関し必要な事項は、牧之原市電子入札運用基準（平成28年牧之原市告示第134号）に定めるものとする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付）

第7条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から公告の日の翌日から7日以内に、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を持参により提出させるものとする。ただし、システムを利用して執行する案件（以下「電子入札案件」という。）

については、入札公告に定める方法により提出させるものとする。

- 2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 申請書（様式第2号）
 - (2) 資料
 - ア 同種工事の施工実績（様式第3号）
 - イ 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第4号）
 - ウ 許可等の状況（様式第5号）
 - エ その他必要と認めるもの
- 3 申請書及び資料は、管理検査課で受け付けるものとする。
- 4 提出された申請書及び資料（以下本項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。
 - (3) 提出書類は、返却しない。
 - (4) 提出書類は、原則公表しない。

（入札参加資格の確認）

- 第8条 管理検査課長は、入札参加資格確認申請者一覧表（様式第6号。以下「申請者一覧表」という。）を作成し、受け付けた申請書を添え、所管課の長へ送付するものとする。
- 2 所管課の長は、申請者一覧表に意見を付して、管理検査課を経由して審査委員会に提出するものとする。
 - 3 審査委員会は、入札参加資格の有無についての確認を行い、適当と認めるときには、その旨を所管課の長に通知するものとする。
 - 4 管理検査課長は、入札参加資格確認通知書（様式第7号）により、前項の確認結果を申請者に通知するものとする。ただし、電子入札案件については、システムにより、前項の確認結果を申請者に通知するものとする。
 - 5 第3項の確認及び前項の通知は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から5日以内に行うものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

- 第9条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第4項の通知の日の翌日から2日以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、市長に説明を求めることができるものとする。ただし、電子入札案件については、システムの機能を利用して、説明を求めることができるものとする。
- 2 市長は、前項の理由を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日の翌日から2日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。ただし、電子入札案件については、システムの機能を利用して、回答するものとする。
 - 3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第4項の通知を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、審査委員会で協議するものとする。

（設計図書等の配布等）

- 第10条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明

書（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に定める方法により配布するものとする。

- 2 設計図書等に対する質問は、入札公告に定める方法により、第8条第4項の通知の日の翌日から7日以内に提出されたものに限り受け付けるものとし、その質問に対する回答は、質問を提出することができる最終日の翌日から5日以内にするものとする。

- 3 質問に対する回答は、所管課の長が作成し入札公告に定める方法により縦覧に供するものとする。

（現場説明会）

第11条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

- 2 現場説明会を行う日は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から第8条第5項の通知の日までの間の日とする。

（入札保証金）

第12条 制限付き一般競争入札に係る入札保証金は、契約規則第13条第2項の規定に基づき、免除するものとする。

（入札の執行）

第13条 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第8条第4項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び対象建設工事の積算の明細書を持参していることを確認するものとする。ただし、電子入札案件についてはこの限りでない。

- 2 市長は、第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書（様式第8号）の提出を求めるものとする。

- 3 市長は、必要に応じ、対象建設工事の積算の明細書の提出を求めることができるものとする。

- 4 市長は、入札に参加しようとする者が1者のときは、入札の執行を取り止めることができるものとする。

（入札の無効）

第14条 次に掲げる入札は無効とする。

- （1） 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札

- （2） 入札心得、公告、入札説明書、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

- （3） 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

（入札結果等の公開）

第15条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、別に定める牧之原市の公共工事の入札及び契約の情報に関する公表の方法（平成19年牧之原市告示第97号）に基づき入札結果等を公開するものとする。

（技術者等の配置）

第16条 市長は、落札者に対して、様式第4号に記載した配置予定技術者が、当該工事の現場に配置されるよう措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第17条 市長は、特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(期間の計算)

第18条 この告示において期間の計算をする場合で、当該期間内に牧之原市の休日を定める条例（平成17年牧之原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

(現行規定の効力)

第19条 この告示に特別の定めがない限り、現行の諸規定が適用される。

(その他)

第20条 この告示の運用については、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の相良町制限付き一般競争入札実施要領（平成14年相良町要領第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第25号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第154号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日告示第178号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日告示第91号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日告示第118号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日告示第8号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第109号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。